

一般社団法人飯田下伊那歯科医師会からの要望に対する回答について

飯田市

1 これまでの経過

- ・令和4年1月18日
飯田下伊那歯科医師会より要望書（次ページ）が提出され、受理する。
- ・令和4年2月10日
飯伊地区包括医療協議会へ本件についての意見等を照会。
- ・令和4年2月18日
南信州広域連合会議（内部会議）にて、要望書の提出があった事と、変更内容を認める旨、飯伊地区包括医療協議会へ意見を聴き、回答を得たい旨を説明。
- ・令和4年3月17日
飯伊地区包括医療協議会より回答あり。「変更はやむを得ない」「財政的支援は行政が持続可能な体制のあり方を含めて総合的に検討されたい」との内容。

2 回答の概要

- (1) 在宅当番医制歯科診療事業の内容の変更について
要望のとおり次のように変更する。
休日における急患の歯科診療を飯田下伊那歯科医師会歯科口腔センターにおいて午前9時から午後0時まで行い、午後1時から午後3時までの診療は行わないこととする。変更の時期は、令和4年10月2日（日）とする。
- (2) 口腔衛生センター事業に対する財政的支援について
休日における急患の歯科診療に対し、一日あたりの委託料を6,000円とする。
- (3) その他
ア 地域住民への確実な周知について、市との協働を依頼する。
イ 飯田下伊那地域における休日夜間診療の持続的提供体制について、当市と関係機関との協議・研究への参画を依頼する。

3 住民周知の取組み

- ・(南信州広域連合) 全戸広報にて周知する（調整中）。
- ・(歯科医師会) ウェブサイト、チラシ等で周知する（調整中）。
- ・(飯田市) 広報いいだ、市ウェブサイト、組合回覧にて周知する。
- ・令和4年10月2日（日）休日における急患の歯科診療を午前中のみへ変更。